

資料 5-3

平成 31 年（2019 年）3 月 27 日
第 4 回子ども・子育て支援審議会
児童部子育て支援課

第 2 期吹田市子ども・子育て支援事業計画の策定 スケジュール案

子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の実施に関する「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「計画」という。）を定めるものとされています。

平成 32 年度（2020 年度）を始期とする第 2 期計画につきましては、計画策定の進捗状況に応じて、吹田市子ども・子育て支援審議会にて御意見をいただきながら、以下のスケジュール案により策定します。

平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)				平成32～36年度 (2020～2024年度)
12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
		・ ニーズ調査実施				
	・ 第 4 回審議会					
		・ 計画素案の作成				
			・ 計画案の作成			
				・ パブリックコメント		
					・ 第2期計画策定	
						第2期計画期間